

会津若松地方・喜多方地方消防指令センター NET 1 1 9 緊急通報システム利用規約

会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部（以下「会津若松消防本部」という。）と喜多方地方広域市町村圏組合消防本部（以下「喜多方消防本部」という。）が、共同運用している会津若松地方・喜多方地方消防指令センター（以下「指令センター」という。）が提供する NET 1 1 9 緊急通報システム（以下「NET 1 1 9」という。）の利用を希望される方は、当規約を必ずお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限り、利用登録をお申し込みください。

（適用範囲）

本規約は、NET 1 1 9 及びこれに付帯関連するサービスの全てに適用されるものとします。

（サービス概要）

NET 1 1 9 は、聴覚又は音声、言語機能に障害があり、音声による 1 1 9 番通報が困難な方が、お持ちのスマートフォンやタブレット端末等からインターネット（W e b）を使って音声によらず 1 1 9 番通報できるシステムです。

1 利用条件

- (1) 利用対象者は、会津若松消防本部管内か喜多方消防本部管内に在住している聴覚、音声又は言語に障がいがあり、身体障害者手帳の交付を受けている方、又は何らかの理由により音声による 1 1 9 番通報が困難であると会津若松消防本部消防長または喜多方消防本部消防長が認めた方に限りません。

音声による通報が可能な方は音声による 1 1 9 番通報をご利用ください。

- (2) NET 1 1 9 の利用には、事前に利用者登録が必要です。その際、ご本人確認のため身体障害者手帳の写しが必要になります。
- (3) 第三者が正規の利用者になりすまして、いたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、NET 1 1 9 では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない古い機種 of 携帯電話等では NET 1 1 9 が利用できない場合があります。
- (4) 利用に当たっては、GPS 機能を搭載し、インターネットに接続が可能な携帯電話、スマートフォン、タブレット端末などが必要となります。
- (5) 指令センターが通報を受信した場合でも、救急隊や消防隊が向かうべき場所が特定できないと対応が難しい場合がありますので、通報時は GPS 機能を ON に設定してください。

【重要】 通報が必要な緊急時には、GPS 機能の設定を変更することが困難な場合があるため、常に ON にしておくことをお勧めします。

- (6) 迷惑メール対策等のため、通報端末に受信拒否（ドメイン指定等）が設定されている場合は、指令センターからのメールを受信できませんので、設定を解除するか、「net119. speecan. jp」ドメインからのメールを受信できるよう設定変更を行ってください。（操作方法は携帯電話会社にご相談ください。）

- (7) 認証エラーなどが発生し利用できない場合は、5ページの「13 問い合わせ先」に記載の連絡先までメールでご連絡ください。
- (8) 緊急時以外には使用できません。
- (9) NET 1 1 9は、日本国内において日本語のみに対応しています。
- (10) 利用登録者が18歳未満の場合は、保護者の承諾が必要となります。

2 利用者登録

- (1) 複数の携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等をご利用の場合は、1台ごとに登録が必要になります。
- (2) 登録の方法は、Web（インターネット）及び紙面での申請の2通りあります。
 - ア Web（インターネット）による申請
 - 身体障害者手帳（顔写真・氏名・生年月日、障害名、本人の欄（住所）が記載された箇所）のアップロードが必要です。
 - また、利用者が18歳未満の場合、保護者の保険証等のアップロードをしていただく必要があります。
 - 登録後は、指令センターが内容を確認します。
 - イ 紙面（NET 1 1 9緊急通報システム申請書兼同意書）による申請
 - 身体障害者手帳（顔写真・氏名・生年月日、障害名、本人の欄（住所）が分かるように）の写しを添付し提出する必要があります。（郵送可能）
 - 紙面の提出先は、会津若松消防本部が管轄する区域の方については、会津若松消防本部消防長に、喜多方消防本部が管轄する区域の方については、喜多方消防本部消防長に提出になります。
 - 6ページの「14 提出先一覧」を参照ください。
 - ウ Web及び紙面での申請登録が完了しますと「完了メール」が送信されます。
- (3) 通報を受けた指令センターが迅速に対応するため、次の事項について登録が必要になります。
 - ア 氏名（フリガナ）
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所
 - オ メールアドレス
 - カ 申請理由
 - キ 利用端末
- (4) 通報時に体調不良等の理由により、詳細な通報場所を指令センターに伝えることができなかった場合に、次の情報を登録することにより迅速に場所を特定することができます。いざという時に、指令センターが利用者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することをお勧めします。
 - ア 電話番号
 - イ FAX番号
 - ウ よく行く場所

- エ 緊急連絡先氏名（フリガナ）
- オ 緊急連絡先続柄
- カ 緊急連絡先住所
- キ 緊急連絡先電話番号、FAX番号又はメールアドレス

※ 利用者が18歳未満の場合、エ、オ、カ、キの登録をお願いします。

- (5) 通報時に何らかの理由で指令センターから利用者に連絡が取れなくなってしまった際には、緊急連絡先に登録された方に居場所の問い合わせを行う場合があります。ご家族など問い合わせにご対応いただける方を登録してください。
【重要】緊急連絡先を登録する場合は、事前に緊急連絡先として登録する方から同意を得てください。同意が得られなければ登録できません。
- (6) 以下の事由が発生した場合には登録情報の変更、又は利用中止の手続のためNET119緊急通報システム申請書兼同意書を速やかに、登録先の消防本部へ提出して下さい。（Webからも変更可能）
 - ア 転居やメールアドレスの変更等、既登録情報に変更があった場合
 - イ 端末の機種変更を行った場合
 - ウ 利用を中止したい場合
- (7) 登録時に提供された身体障害者手帳の情報につきましては、在住の市町村役場の障がい者福祉担当部署へ確認する場合があります。

3 個人情報の取り扱い

- (1) 登録された個人情報につきましては、NET119を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。
- (2) 消防本部の管轄外からの通報が行われた場合、その場所を管轄する消防本部（以下、「管轄消防本部」という。）へ通報を転送します。その際、登録していただいた利用者情報も含めて管轄消防本部へ転送することがあります。
- (3) 管轄消防本部から搬送先医療機関へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。
- (4) 個人情報の開示・訂正・削除等のお問い合わせは、登録先の消防本部までご連絡ください。
なお、利用停止手続の際に、登録者様ご自身の個人情報の削除を別途請求した場合であっても、請求から削除までに一定期間を要します。
- (5) 利用停止等に伴う登録抹消後においても、通報記録に残される登録者情報及び通報内容並びに通信履歴は、NET119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。
- (6) NET119の運用事業者に変更がある場合には、変更後の事業者へ事前登録情報の引き継ぎを行い、従前の事業者からは消去します。

4 通報時における注意点

- (1) 通報を行う際には、初めに「火事」、「救急」の別を選択し、続けて現在位置を「自宅」「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。
- (2) 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が指令

センターに送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS測位による現在地情報が管轄消防本部に送られます。

【重要】GPS測位結果が誤っている場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。

- (3) 現在位置の入力が完了すると、通報が指令センター又は管轄消防本部に接続され、指令センター又は管轄消防本部との間でチャットが開始されますので、詳しい状況を入力してください。
- (4) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- (5) チャットが途中で切断された場合には、指令センターから登録されたメールアドレス宛に呼び返しを行います。ブラウザを閉じずに待つか、メールが受信できる状態にしてください。
- (6) 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は、別の手段での通報（第三者による通報等）を案内する場合があります。

5 利用料金

NET 1 1 9は無料でご利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担となります。

6 サービスが利用できない場合

- (1) インターネットを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者等の工事、メンテナンス及び混雑、通信電波状況により使用できない場合があります。
- (2) システムのメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしておいてください。

7 免責事項

以下に該当する場合、指令センターは何らの責任も負わないものとします。

- (1) NET 1 1 9に関する情報が利用者もしくは第三者の権利を侵害し、又は当該権利侵害に起因して紛争が生じた場合。
- (2) 利用者の端末機環境又は通信環境等その他の理由より、NET 1 1 9が正常に利用できない場合による利用者に生じた損害。
- (3) NET 1 1 9を利用者の端末機に登録するに当たって利用者の端末機が、コンピューターウイルス等に感染し、利用者に損害が生じた場合。
- (4) 天災又は事変等の非常事態によりNET 1 1 9が正常に利用できない場合。

8 遵守事項

NET 1 1 9の利用において次の行為を行わないでください。該当する行為を登録者が行った場合、指令センターは登録者の承諾なしに、登録者による利用の制限又は停止、抹消の措置をとることがあります。

- (1) 悪戯・妨害等NET 1 1 9の目的に反する方法でNET 1 1 9を利用する場合。
- (2) NET 1 1 9のサーバー等に過大な負荷を与えること、NET 1 1 9の全部又は一部を複製・加工・

転記等を行う事、NET 1 1 9 を利用した商行為、その他システム事業者の権利を侵害する行為。

- (3) 公序良俗に違反する行為、他人に不利益を与える行為、犯罪に結びつく行為（そのおそれのある行為を含む。）又は法令違反又は違反するおそれのある行為。
- (4) その他指令センター又はシステム事業者が不適切と判断する行為。

9 その他

- (1) 「練習通報」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習通報」では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができます。なお、指令センター又は管轄消防本部に接続されることはありませんので、ご心配なくご利用ください。
- (2) 利用する携帯電話・スマートフォンは、端末ロック等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- (3) 明らかに悪戯通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。
- (4) 登録時に提供するIDとパスワードは、個人を認識する情報になりますので他人には知らせないでください。
- (5) 登録されたメールアドレスが利用可能かどうかを確認するため、定期的にメールを送信させていただきます。

10 規約改定

当指令センターは、本規約を随時改訂することができるものとします。当指令センターは、本規約を改訂した場合、その都度、改定後の本規約をNET 1 1 9 内に掲示することによって利用者に告知するものとし、改定後の本規約は当該掲示の時点で効力を生じるものとします。

11 協議及び管轄裁判所

NET 1 1 9 に関連して利用者、当指令センターないし第三者との間で疑義、問題が生じた場合、その都度誠意をもって協議し、解決を図るものとします。なお、協議によっても疑義、問題が解決しない場合、当該紛争については、福島地方裁判所又は会津若松簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

12 準拠法

本規約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

13 問い合わせ先

会津若松地方・喜多方地方消防指令センター（会津若松消防本部内）

〒965-0131 会津若松市北会津町中荒井字諏訪前11

電話 0242-59-1420

FAX 0242-59-1430

Mail fd.sirei@119-aizu.jp（会津若松消防本部指令課）

会津若松市・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町
金山町・昭和村・会津美里町にお住まいの方

Mail shirei@kouiki.kitakata.fukushima.jp (喜多方消防本部警防課通信指令係)
喜多方市・北塩原村・西会津町にお住まいの方

14 提出先一覧

(1) 会津若松地方・喜多方地方消防指令センター

会津若松市北会津町中荒井字諏訪前11番地

(2) 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部

会津若松消防本部	会津若松市北会津町中荒井字諏訪前11番地
会津若松消防署	会津若松市中央三丁目10番12号
〃	城南分署 会津若松市古川町9番21号
〃	小松出張所 会津若松市北会津町両堂字大泉56番地の1
〃	十文字出張所 会津若松市河東町谷沢字十文字4番地
猪苗代消防署	耶麻郡猪苗代町字梨木西19番の1
〃	磐梯出張所 耶麻郡磐梯町大字磐梯字山道334番地の1
会津美里消防署	大沼郡会津美里町字鹿島3058番地の2
会津坂下消防署	河沼郡会津坂下町字館ノ下111番地の1
〃	柳津出張所 河沼郡柳津町大字柳津字村ノ上乙1929番地の1
〃	三島出張所 大沼郡三島町大字宮下字居平137番地の1
〃	金山出張所 大沼郡金山町大字中川字大田面1482番地の2
〃	昭和出張所 大沼郡昭和村大字下中津川字中島654番地

(3) 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部

喜多方消防本部	喜多方市関柴町上高額字割田4番地1
喜多方消防署	〃
〃	北塩原分署 耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ヶ峯1093番地730
〃	山都分署 喜多方市山都町字広中新田1167番地
西会津消防署	耶麻郡西会津町野沢字原町50番地